

県央ブロック
地域のうごき

種子法廃止
日本の種が危ない!
はたい陽子(ネットあやせ/市議)

8/20

戦後、食料増産を目的に米(種)・麦・大豆の主要作物の優良な種子の生産や普及を都道府県に義務付けていた主要農作物種子法の廃止法案が国会で可決され、来年4月1日に廃止されます。その影響と今後の農業について、神奈川県農林水産部ブロック主催で、元農林水産大臣の山田正彦さんを講師に迎え、学習会を開催しました。

安全や安心を担保する素性がわかる食べ物を求める消費者や、それらを提供したい生産者の考えとは真逆となります。



▲8月27日、神奈川8区(青葉区・緑区)選出の福田峰之衆議院議員と意見交換(ネット青葉)

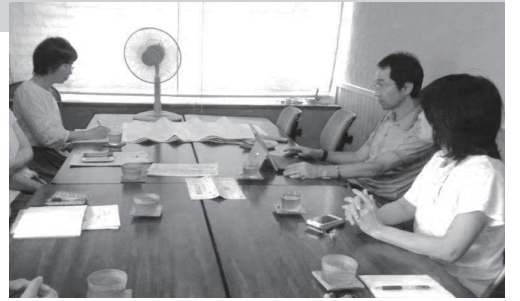
鎌倉
地域のうごき
公文書は誰のもの
保坂れい子(ネット鎌倉/市議)

8/10

主な廃止の理由は「民間事業者の参入を阻害している」とされていますが、現在でも民間事業者は種を開発しており、問題があるならばその部分については「廃止」ではなく「改正」でも対応できたはず。廃止による今後の影響は、誰がどのように作ったのか

議員の新たな年金制度にやっぱり NO!
アクション進行中

自民党のプロジェクトチームで、地方議員の新たな年金制度の整備に向けた法案準備が進んでいます。神奈川ネットの議員年金制度アクションチームでは、県内選出の国会議員に法案への考え方を問う公開質問を実施。また、神奈川ネットで行った議員年金に関する市民アンケートの結果や全国市議会・町村議会議長会への公開質問状の回答等をもとに、意見交換も行っていきます。



▲8月27日、神奈川8区(青葉区・緑区)選出の福田峰之衆議院議員と意見交換(ネット青葉)

長野県短大の瀬畑源助教を講師に迎えて「公文書は誰のもの?」公文書管理制度の実態と問題点」と題した学習会を開催しました。まさに南スーダンPKO日報問題で国会の閉会中審査が行われた日の夜というタイミングで、関心の高まりを受けて、会場はほぼ満席でした。

後半は鎌倉市の公文書管理について、文書作成の徹底の必要性や歴史的公文書の選別・保存・活用に関心・スペースが不足している現状への言及がありました。最後は「公文書管理条例のスズメ」。公文書は役人のものではなく、住民・市民のものであり、公文書管理を住民に対する行政の責務として位置付けるには条例化が必要だということ、参加者とともに確認した学習会でした。



▲8月27日、神奈川8区(青葉区・緑区)選出の福田峰之衆議院議員と意見交換(ネット青葉)

北海道 苫小牧 CCS
実証実験プラントを視察

佐々木ゆみこ(ネット宮前/県議)

2005年に気候変動に関する政府間パネルが発行した二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書では、工場や発電所などから発生するCO2を大気放散する前に回収し、地中貯留に適した地層まで運び、長期間にわたり貯留する技術として、CCS(Carbon dioxide Capture and Storage)について報告されています。

8月、日本で実証実験が行われている北海道・苫小牧の現場を視察しました。国内電力会社10社や大手石油会社など35社を株主とする調査会社が、2016年から経産省・環境省からの委託事業として二酸化炭素の海底への貯留実験を開始しています。年間10トンを目指していますが、海外ではすでに年間70万~400万トンのCO2を地中や海底に貯留しているとのこと。その安全性を確かめることも目的の一つであり、地層や地震に関するデータの蓄積や海水・海洋生物などへの影響も調査し、苫小牧市役所ロビーで情報公開しているそうです。しかし、このプラント建設に民間資本とは言え300億円以上が投じられています。CCSの技術があれば新しい火力発電所も建設可能という声もあるようですが、私たちは、低炭素社会にむけて、再生可能エネルギーを最大限利用する社会にシフトするべきと考えます。

いま、横須賀では新たな火力発電所建設の環境アセスメントが提出されています。温暖化ガスを発生させる施設で発電するのではなく、また人間の手に負えない原子力エネルギーを使わない社会をめざし、エネルギーシフトを進める提案に取り組めます。

神奈川ネットは、地域政党です。生活の課題は政治に直結しています。国の政党が、地方の政治までコントロールするのではなく多様な地域政党が政策を競い住みやすいまちをつくる社会をめざします。

今月の神奈川ネット
■市民の生活・活動法律相談：9/20・10/18(水) ■介護の日フォーラム実行委員会：9/21(木) ■第7回運営委員会：9/26(火) ■東日本大震災復興支援まつり2017実行(グッズ)チーム：9/27(水)

NPO メール
No.81

NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク
外出支援の輪を広げる
理事長 清水弘子
(市民社会チャレンジ基金第6期助成団体)



「移動サービス」をご存知でしょうか? 高齢や障がいがあるために一人で出かけることが困難になった方の外出を「介助と運転」でお手伝いするサービスです。地域の福祉的なニーズに対応するのだから「福祉」ですが、車を使った「運送」に係るサービスは国土交通省の所管とされており、外出支援は福祉なのか交通なのか、長年制度の狭間を揺れ続け、外出支援施策は進みませんでした。

しかし、今、高齢者などの抱える買い物難き、あちらこちらで始まるという動きが、あちらこちらで始まるようになってきました。介護保険改正を受けて、地域での困りごとを住民主体で支えようという「生活支援体制整備事業」に伴う生活支援コーディネーターの配置や各地の協議体での議論が、高齢者の外出困難な実態を顕在化させ、また、2017年4月から施行された社会福祉法の改正で、社会福祉法人の地域貢献が義務付けされたことと相まって、デイ

サービスなどの送迎車が稼働していない時間帯に車を活用して、交通不便な地域と近隣の大規模店舗を結ぶ買い物支援が動き出しています。運転は地域のボランティア、そして、高齢者の見守りをする添乗者も必要とボランティアの輪が広がり、まさに、住民参加型のサービスが生まれつつあるのです。引きこもりがちだった高齢者が買い物に出かけ、顔見知りや会って会話が弾む。こんな人と人の交流こそ外出の目指すところであり、まさに、まちづくりです。

http://www.kanagawa-ido.net/